

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
守谷市	大野地区(野木崎, 大柏, 大木)	平成24年9月11日	令和3年11月26日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	207.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90.1ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	69.4ha
i うち後継者未定又は不明の農業者の耕作面積の合計	50.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.5ha
(備考) 上記の面積については、令和元年9月～令和2年1月のアンケート結果を集計したものです。	

2 対象地区の課題

若手農業者が減少し高齢化が進んでいるため、新たな農地の受け手の確保が必要。 農用地区域内(水田)の集積率は86パーセントと進んでいる。今後も引き続き集積・集約を推進していく

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手に集積・集約化する。
担い手の分散錯圖を解消する。
中心経営体が高齢化や病気等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用して、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えをすすめることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	認農： 11人 認農法： 3法人		101.8 ha		112.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(水田) 土地を貸す場合は、原則農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(畑作) 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
農業委員、農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構と連携し、担い手への集約化を図る。